

会員間の情報発信に関する申合せ

岡山県大学図書館員研修会の会員間の情報発信に関しては、次のとおりとする。

- 1 岡山県大学図書館員研修会（以下「研修会」という。）の会員間の情報発信は、原則として、E-mail を使うこととする。
E-mail アドレスは、できるだけ、会員名簿に記載することし、情報発信はこのアドレスに行うこととする。ただし、名簿への記載を希望せず、また、記載アドレス以外の方法等で、情報の受理を希望する場合は、委員長あるいは委員にその旨を連絡することとする。
- 2 会員情報は、年度初めに確認することとする。
- 3 会員名簿の配付は、手渡し、または郵送とする。
- 4 この申合せの変更は、総会の議決による。

附則

この申合せは、平成 27 年 8 月 9 日から施行する。